

重要事項説明書

白鳩保育園

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第1 事業者

事業者名称	慈雲院
主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市港区辰巳町 12-13
法人種別	宗教法人
代表者氏名	森川陽介
電話番号	052-661-1031

第2 ご利用施設

施設の種別	保育所
施設の名称	白鳩保育園
施設の所在地	愛知県名古屋市港区辰巳町 12-13
管理者氏名	森川久美子
連絡先	電話 052-661-1031 FAX 052-653-1719

第3 施設の目的・運営方針

白鳩保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（平成22年法律第164号）及びなごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2310 m ²
	屋外遊戯場	639.38 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート・鉄骨造、木造1階（新園舎）
	延べ面積	974.45 m ²

(2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室	1室	小うめ組（0才児）、大うめ組（1歳児）
ほふく室	1室	
保育室	6室	もも組（2歳児）、さくら組（3歳児）、 ゆり組（4歳児）、ふじ組（5歳児）、予備2
遊戯室	1室	2階講堂（園行事でも使用）
多目的室	1室	
調理室	2室	1室は食材置き場などの前室として使用

第5 利用定員

認定区分		利用定員
2号認定子ども		75人
3号認定子ども	満1歳以上	30人
	満1歳未満	6人

第6 職員の配置状況

当園では、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	17	12	5	
事務職員	2	1	1	
調理員	4	2	2	

第7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
園長	8:30 ~ 16:30	
主任保育士	9:00 ~ 18:00	
保育士	早番 7:15 ~ 16:15 日勤 8:30 ~ 17:30 遅番 10:00 ~ 19:00 *ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
事務職員	9:00 ~ 18:00	
調理員	8:30 ~ 17:30	

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 保育を提供する日、時間

開 所 曜 日	2・3号	月・火・水・木・金・土	
開 所 時 間 (延長保育)	2・3号	平日	7:15 ~ 18:15 (~19:15)
		土曜日	7:15 ~ 18:15
		日曜日・祝日	休園日
		コアタイム	8:00 ~ 16:00

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

第9 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

<当園の保育理念>

他人の痛みがわかる、「思いやり」の心を持った子どもを育てる。
明るく元気で、規律正しい子どもを育てる。

<当園の保育の目標>

生活の基礎を身に付ける（お着替え・荷物の整理・手洗い・歯磨き・簡単な読み書き、など）
英語に親しみを持つ子どもを育てる（3歳児以上は隔週～月1回、ECCのネイティブティチャーの授業）
音楽・名作ビデオ・絵本を介して、感受性豊かな子供を育てる。

<デイリープログラム（一日の流れ）>

	年長児	年中児	年少児
8時30分～10時	晴天の日は園庭にて遊具やボール、砂遊びなど 雨の日は室内にて遊ぶ		
10時～ 10時10分	園庭にて朝の体操		
10時10分～ 10時20分	朝の会		
10時20分～ 11時30分	文字・数のおけいこ、 絵画、折り紙、絵本、 パソコンなど	文字・数あそび、工作、 絵画、折り紙、粘土、 絵本、パソコン、鍵盤 ハーモニカなど	ちえあそび、工作、 絵画、粘土、絵本な ど
11時30分～ 12時10分	給食		
12時30分～ 14時	外遊び または室内遊び（ブロック・おもちゃ）	お昼寝	
14時～ 14時30分	おやつ		
14時30分～ 15時40分	順次降園		
16時～	延長保育		

(6) 年間行事計画

月	行 事
4月	・入園式
5月	・遠足 ・花まつり ・内科検診
6月	・保育参観 ・歯科検診
7月	・七夕まつり ・夏まつり ・科学館&プラネタリウム見学(年長)
8月	
9月	・交通安全指導
10月	・運動会 ・園外保育 ・いも掘り ・内科検診
11月	・歯科講習 ・保育のつどい(年長) ・消防署見学(年中) ・防災センター見学(年長) ・名古屋港「日本丸」送迎(年長)
12月	・クリスマス会 ・もちつき
1月	
2月	・節分 ・名古屋市保育まつり(年長)
3月	・ひなまつり会 ・おゆうぎ会 ・お別れ会 ・卒園式

※ 誕生日会・身体測定・避難訓練は毎月実施します

(7) 給食の提供

園内にある調理室にて専任スタッフが調理した給食を提供します。

(献立やレシピは、名古屋市提供のものを参照しています)

(8) その他の事業の実施状況

・障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額(利用料)

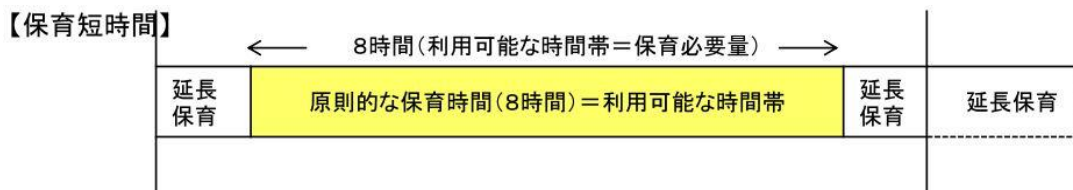
名古屋市が定める利用料を名古屋市にお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める上限額の範囲で、運営規程で定めた利用料をお支払いいただきます。

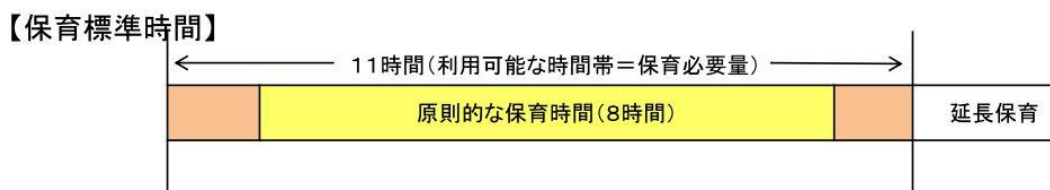
<短時間保育認定児>

原則的な保育時間(コアタイム) 8時00分～16時00分以外の利用は「延長保育」となります。



<標準時間保育認定児>

開所から11時間、つまり18時15分以降(18時16分～19時15分)の利用は「延長保育」となります。



<延長保育利用料金(日額)>

生活保護世帯 (A階層)	0円
市民税非課税世帯 (B階層)	0円
市民税均等割のみ世帯 (C1階層)	100円
市民税所得割課税額 40,800円未満の世帯 (C2、C3階層)	100円
市民税所得割課税額 40,800円以上の世帯 (C4階層以上)	200円

()内は保育料の階層区分

※また開園時間(19時16分。土曜日は18時16分)を過ぎてのご利用になった場合、一律で500円を徴収させていただきます。

(3) 保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

- ・便宜に要する費用・・・当園では、第9に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いただきます。

費 目		費 用		対象者
・日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に関する費用				
日用品費	タオル、名札、カバンなどの費用	年額	約900円	全員
文房具費	鉛筆、はさみ、のり、ペン、絵の具などの費用	年額	約1,300円	全員
被服費	スモック、制服、帽子、体操着などの費用	入園時	約22,000円	全員
教材費	絵本、ひらがな帳、お絵かき帳、副教材などの費用	年額	約4,000円	全員
その他	上記に該当しない物品の購入に関するその他費用	—		✕
・行事への参加に要する費用				
遠足費	遠足、親子遠足等の移動等に係る費用	年額	約6,000円	希望者
季節行事費	運動会、生活発表、学芸会等、行事の開催に係る費用	年額	約700円	全員
その他	上記に該当しない行事への参加に要するその他費用	—		✕
・食事の提供に要する費用				
主食費	2号認定子どもの主食に係る費用	月額	1,500円	3歳以上
副食費	2号認定子どもの副食に係る費用	月額	4,500円	3歳以上(注)
その他	エプロン、食器等食事の提供に要するその他費用	—		✕
・通園に要する費用				
通園バス費	通園バスを利用するために必要な費用	月額	1,500円	利用者
その他	通園バス以外の方法で通園に要するその他費用	—		✕
・通常必要とされるものにかかるその他の費用であって、保護者に負担を求めるもの				
短時間延長保育利用費	実施園において定める費用	日額	約200円	利用者
延長保育利用費	実施園において定める費用(おやつ代を含む)	日額	約200円	利用者
その他	上記に該当しないその他費用	—		✕
・実費徴収には該当しないが、その他に園が代行して徴収している費用				
保護者会費	保護者会(もしくはPTA会など)を組織している場合の会費	年額	500円	全員

注) 副食費は年収360万円未満相当世帯、就学前児童から数えて第3子以降のお子さまは免除。

第11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第12 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。また速やかに病院へ連れて行き、治療を受けます。

医療機関の名称	水谷医院
医師名	水谷秀子
所在地	名古屋市港区土古 2-21-8
電話番号	052-381-2016

※口周りのケガは熊沢歯科・ちとせ歯科、その他全般のケガは中部ろうさい病院へ。

(2) 災害共済給付制度への加入

当園では、東京海上日動火災保険株式会社の「全私保連保険制度」に加入しています。

第13 非常災害対策

暴風警報発令時	・保育中止。メール連絡によるお知らせ (両親ともに防災に携わるお仕事の場合で、かつ可能であれば保育を行います)
避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告・避難指示(緊急) 特別警報発令時	・登園後に発令された場合は、保育中止。 メール連絡によるお知らせ。 また状況を見て、指定地域(港明中学校)への避難を行いますので、速やかにお迎えに来てください。 ・適用地域内にある場合は、解除されるまで休園となります。
南海トラフに関する情報(臨時)	・内容によって、避難・帰宅・自宅待機など
避難訓練	・1月に1度、火事・地震・津波を想定した訓練を行う ・避難指定場所である港明中学校内での避難訓練も。

<災害時の備蓄>

分類	水・飲み物	備蓄食品	熱源・燃料	その他備品
品物	(飲料水) 2リットル×8本×12箱 (手洗・トイレ用)	○カレー 3キロ×4袋 ○非常用ビスコ1食分 各クラスの持ち出し袋内+60袋 ○水で作るご飯 50袋×2箱	ガスコンロ・ガスボンベ 炭・炭用コンロ	ヘルメット・スコップ マスク・手袋・ロープ ラジオ・懐中電灯 食器・スプーン・箸
数量	240リットル			
保管場所	食料保管室	食料保管室	西園舎2階	西園舎2階

第14 防犯、事故防止のための措置

- ・防犯訓練を実施し、不審者が園に来た際の避難を園児に教えています。
- ・防犯カメラを設置しています。
- ・事故が起こった時は「事故報告書」、事故が起こりそうだった時は「ヒヤリハット報告書」を作成し、職員で情報を共有することで、事故の予防、再発防止に努めています。

第15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第16 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 森川陽介 苦情受付担当者 大野章子
名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター	名古屋市北区清水四丁目17番1号 電話 052-910-7976 FAX 052-910-7977 <受付> 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

※この重要事項説明書の内容は、令和1年9月現在の情報です。

白鳩保育園における重要事項に関する同意書 兼 契約届

当園における保育の提供を開始するに当たり、「白鳩保育園 重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

白鳩保育園

園 長 森川 陽介

私は、「白鳩保育園 重要事項説明書」に基づいて白鳩保育園から重要事項の説明を受け、同意しました。また、名古屋市からの「保育利用決定通知書」に基づき、白鳩保育園の入所を確認したことを届け出します。

令和 年 月 日

児 童 氏 名 :

保 護 者 氏 名 :

児童から見た続柄 :

保 育 園 処 理 欄	
----------------	--